

新型コロナウイルス感染症
学校における対策マニュアル
(第七次改訂版)



栃木県教育委員会
令和3(2021)年6月4日

目 次

※令和2（2020）年12月17日付けマニュアルから、下線が引かれている内容が改訂されている。

1 新型コロナウイルスとは

2 変異株について

3 学校における新型コロナウイルス感染症対策

（1）児童生徒等・教職員の健康観察の徹底

（2）日常の感染症対策の徹底

（3）学校給食（昼食）等の実施

（4）新型コロナウイルス感染症が発生した場合などの対応

（5）新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

（6）児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

（7）その他

○児童生徒等の定期健康診断の実施

4 家庭との連携

【資料編】 学校で取り組むチェックリスト等

○毎朝のチェックリスト（P15 資料1）

○健康観察シート（P16 資料2）

○日常の感染症対策チェックリスト（P17 資料3）

○学校給食の指導について（P18 資料4）

　給食当番衛生点検表（例）（P19 資料5）

○感染者が発生した場合の初動対応（例）（P20 資料6・別紙1・2）

○学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー

（P23 資料7）

○教育長メッセージ（令和2（2020）年7月22日付け総第273号）

（P24 資料8）

「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル」（第七次改訂版）

令和2（2020）年5月15日 初版

令和2（2020）年5月29日 第一次改訂版

令和2（2020）年6月 5日 第二次改訂版

令和2（2020）年6月29日 第三次改訂版

令和2(2020)年 7月 29 日 第四次改訂版

令和2(2020)年 8月 19 日 第五次改訂版

令和2(2020)年 12月 17 日 第六次改訂版

令和3(2021)年 6月 4日 第七次改訂版

新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症のまん延状況が全国的に見て収束するまでの学校の対応について示したものである。

なお、内容については、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて更新される可能性がある。

1 新型コロナウイルスとは

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスがあり、現在流行しているのが「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」である。

ウイルスは自分自身で増えることができず、粘膜などの細胞に付着して入り込み増える。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われている。表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、付着した物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。

流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによって感染力を失わせることができる。

現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられる。飛沫感染とは、感染者の飛沫（くしゃみ、咳（せき）、つばなど）と一緒に放出されたウイルスを、他者が口や鼻から吸い込んで感染することである。感染を注意すべき場面とは、屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときである。また接触感染とは、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、周りの物に触れることで感染者のウイルスが付き、他者がその部分に接触することで感染者のウイルスが他者の手に付着し、直接接触しなくとも感染することである。感染場所の例としては、電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなどである。

2 変異株について

従来株より感染しやすい可能性のある変異株については、大人と比較して特に子どもが感染しやすいという証拠や、子どもにより重い症状を引き起こす可能性を示す証拠は現時点では得られていない。しかし、従来株と比較すると、変異株の子どもへの感染力は強い可能性があるため、児童生徒等への影響については、引き続き注視していく必要がある。変異株への対策としては、従来株と同様に「3つの密」（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されている。従来以上の危機意識を持って、感染症対策に取り組んでいく必要がある。

(参考)

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

(第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会
(令和2年10月23日開催) 資料から抜粋)



3 学校における新型コロナウイルス感染症対策

学校は、管轄の保健所や学校医・学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策や学校環境衛生の整備に努める。

(1) 児童生徒等・教職員の健康観察の徹底

学校では、児童生徒等や教職員が休みやすい環境作りに努めるとともに、以下のように健康観察を徹底する。

- ・学校への登校・出勤前には、毎日家庭で検温を行うとともに、風邪症状等を確認する。また、児童生徒等については、「健康観察シート」（資料2）を活用して、登校時に教職員が健康状態を確認する。
- ・スクールバスを利用する児童生徒等については、乗車前に教職員等が健康状態を確認する。
- ・発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するように指導するとともに、必要に応じて医療機関の受診を勧め、診断内容等を報告するようあわせて指導する。

（参考） 令和2(2020)年3月16日付け高教第1237号

令和2(2020)年3月11日付け義教第1277号

- ・発熱等の場合は、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に受診方法等について電話相談し、受診するように指導する。また、かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・ワクチン相談センター（コールセンター）に連絡するように指導する。

<受診・ワクチン相談センター>

(電話番号) 0570-052-092

(対応時間) 24時間（土日、祝日を含む）

- ・医療的ケアが必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」）の中でも、呼吸器の機能の障害のある者や、基礎疾患等がある児童生徒等については、保護者と主治医が相談の上、登校について判断する。
- ・学校への登校・出勤前に検温を忘れた者は、保健室等で検温する。
- ・校内で発熱や風邪症状等が確認された児童生徒等は早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒等に配慮し、空き教室等を利用することも検討する。

(2) 日常の感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症対策で重要な飛沫感染と接触感染の防止については、以下のように感染症対策を徹底する。

① こまめな手洗いの徹底

学校での登校時、給食（昼食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でこまめな手洗いを行うように指導する。特に、学校にウイルスを持ち込ませないために、登校したらまず手を洗うことが重要である。また、多くの児童生徒等が触れる箇所や共用の教材、教具、情報機器などを触れる前後でも手洗いを行うように指導する。

(参考) 首相官邸 HP 「手洗い」

<https://www.kantei.go.jp/content/000059529.pdf>

手洗いは 30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。

また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。

なお、これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底する。



② 換気の徹底

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、窓を全開する）、2 方向の窓を同時に開けて行う。エアコン利用時においても換気は必要であることに留意する。

ア 常時換気の方法

- ・廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。
- ・窓を開ける幅は 10cm から 20cm 程度を目安とするが、上の窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓も開けることも必要である。

イ 換気設備の活用と留意点

- ・学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
- ・換気設備の換気能力を確認し、人数に必要な換気能力に足りない場合、窓開け等による自然換気と併用する必要があることに留意する。
- ・換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようとする。

ウ 季節に応じた換気の留意点

(夏季)

- ・光化学スモッグや高温など気候上外気を大量に入れかえることが難しい場合は、児童生徒等の健康観察を行いながら可能な限りの換気や出入口を開ける対応などを検討する。

(冬季)

- ・冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。
- ・換気により室温を保つことが困難な場合が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

- ・室温が下がりすぎないよう、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効である。

エ 機器による二酸化炭素濃度の計測

- ・十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが可能である。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としている。
- ・マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の様子に応じた換気をすること。

(参考) 首相官邸 HP 「3つの『密』を避けるための手引き」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>

3つの密を避けるための手引き!

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

The posters provide guidance on ventilation and social distancing.

③ 児童生徒等や教職員のマスク着用

- ・学校教育活動においては、児童生徒等や教職員は、会話をするときや、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。あわせて咳エチケット等を指導する。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の様子などを踏まえ、臨機応変に対応する。
- ・マスクの取扱いについては、外す際にはゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないようにマスクの表面には触れず、内側に折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つこと、廃棄する際もマスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄することを指導する。



(参考) 首相官邸 HP 「咳エチケット」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059528.pdf>

- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。その際、児童生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮を行うことが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。
- ・自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の児童生徒等へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日にマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。

フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要がある。フェイスシールドはしていたが、マスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があつたことなども踏まえ、感染症対策としてマスクなしでフェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

④ 学校内の清掃・消毒

「ア 普段の清掃・消毒のポイント」を参考に、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行つても差し支えない。また、スクール・サポート・スタッフや地域のボランティア等の協力を得て実施することも考えられる。

ア 普段の清掃・消毒のポイント

- ・共同作業を行うことが多いため、換気のよい状況で、マスクを着用し行う。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。
- ・使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで、これに代替できる。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ない。
- ・共用の教材、教具、情報機器や清掃道具などについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

イ 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから、推奨されていない。
- ・消毒作業中には目、鼻、口、傷口などを触らないようにし、換気を十分に行う。

(参考)

経済産業省 HP 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

新型コロナウイルス対策
身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。

手洗い	残存ウイルス
手洗いなし	約 100 倍
1 回	約 0.01% (数百倍)
2 回	約 0.0001% (数倍)

手洗いを丁寧に行うことでも、十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。

80℃/10分 熱水 0.05% 塩素系漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム)
洗剤

食器や箸などは、80℃の热水に10分間さらすこと消毒ができます。
大量に使用してください。

適度な0.05%で溶かした上で、拭くと消毒ができます。
濃度を高くすると、漂白作用が強くなり、逆に効果が弱くなります。
拭く方向への影響があります。
拭く方向に力を入れてお手洗いが必要です。
拭く方向に力を入れてお手洗いください。
こちらをクリック

参考
0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

以下の手順で次亜塩素酸ナトリウム液を調製してください。
・器具は必ず清潔にしてください。
・器具は必ず清潔にしてください。
・器具は必ず清潔にしてください。
・器具は必ず清潔にしてください。
・器具は必ず清潔にしてください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウム液を調製する手順です。
器具によって調製法が異なりますので、以下の手順を参考してください。

メーカー (販売会社)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッヂンハイター	水1Lに本商品 25mL(【西日本】のキャップ1杯)※ 次亜塩素酸ナトリウムは、一度飲むと吐いてしまいます。濃度が高すぎてしまうと、誤飲してしまいます。個人より多く、片手洗面台の場合は、水1Lに本商品 10mL(【西日本】のキャップ1/2杯)※ 片手洗面台の場合は、水1Lに本商品 10mL(【西日本】のキャップ1/2杯)※
カネヨ石鹼	カネヨクリーナー カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL(【西日本】のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ピュード キッヂンブリーチ	水1Lに本商品 10mL(【西日本】のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (販売会社)	商品名	作り方の例
イオンクリーン (トッピング)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL(【西日本】のキャップ1/2杯)
西日本 サービス (きほんの会)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL(【西日本】のキャップ1/2杯)
セブン&アイ ホールディングス (セブン-イレブン)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL(【西日本】のキャップ1/2杯)

※上の手順とともに、次亜塩素酸ナトリウムを調製する場合は、必ず商品説明書をご覧ください。
※手洗い場など、他のハッパーシャン・HPの表面にたがってご使用ください。
こちらをクリック

厚生労働省 経済産業省 消費者庁

(参考)

経済産業省 HP 「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう。」

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0522_poster.pdf

新型コロナウイルス対策
ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤が効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- 食器用クリーナー/セラミック用クリーナー (0.1%以上)
- アルカリクリーナー (0.1%以上)
- アルカリアミオオキソ (0.05%以上)
- 電化ガバジン (0.05%以上)
- 電化ガバジン二重 (0.05%以上)
- 電化ガバジン二重 (0.05%以上)
- 電化ガバジン二重 (0.05%以上)
- 電化ガバジン二重 (0.05%以上)
- ポリオキシエチレンアミノエチール (0.1%以上)
- 純けりかみ (既溶型クリーナー) (0.1%以上)
- 純けりかみ (既溶型クリーナー) (0.2%以上)

ご家庭にある洗剤に、との界面活性剤が使われているか確認しましょう

● 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストを N.I.T.Eウェブサイトで公開しています。(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/sirasedetergentlist.html>

● 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品ラベルの表示は必ず最新版にて、販売元が行なったものと異なる場合、必ず販売元のHP等で確認して下さい。

使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの中には、台所用洗剤、家庭用、お風呂用など、用途にあつた「住宅・業務用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。

本資料は、2020年6月26日現在の知識に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

経済産業省
National Institute of Technology and Innovation
独立行政法人 製造評価技術基盤機構

【住宅・家庭用洗剤】が手元にない場合には?

台所用洗剤を使って代用することもできます。

【住宅・家庭用洗剤】を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1)洗剤うすめ液を作る。
たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
専用の洗剤をさじ1杯 (5g) 入れて軽く
攪拌せさせます。

(2)対象の表面を拭き取る。
手ぬぐい (タオル) で水500ml
(1)洗剤うすめ液で拭き取る。
(2)水拭きをする。
水拭でぬいでから少しだけたら、キッチンペーパーや布などを拭いて洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置
すると黒ずみがかかるので必ず水拭をする。

(4)乾拭きする。
最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意
● 手指・皮膚には使用しないでください。
● プラスチックボトルでの販賣は行わないでください。

効率的に使うためのポイント
● 作りきした溶液は効能がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
● 台所用洗剤でプラスチック部分 (電子キーボード、マウス、TVモニコ、便器等)、
照明のスイッチ、時計など) を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。
● 残液を水で洗い落としてください。

● 調理室 (厨房)、台所、浴室など、自動機の洗浄装置など) や、水がしみこむ場所や材質
(ガラス、木、金属など) には使用しないでください (シミになるおそれがあります)。

(参考)

経済産業省 HP 「『次亜塩素酸水』を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf>



新型コロナウイルス対策

注意!
次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの粉末を水に溶かしたものを使う場合、有効塩素濃度 100 ppm以上のものを使用しましょう。
※その他の製品による場合は、製品に記載。必要な有効塩素濃度は必ずです。

①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかりと落とすおきましょう。

元の汚れがひどい場合は、有効塩素濃度 200 ppm以上のものを使うことが望ましいです。

**②十分な量の次亜塩素酸水で
表面をピタピタに満たす**

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

**③少し時間をおき（20秒以上）、
きれいな布やペーパーで拭き取る**

新規型コロナウイルスに有効な
消毒・殺菌方法はこちら

本資料は、2020年6月26日現在の知識に基づいて作成されたものです。修正されることあります。

厚生労働省 経済産業省 消費者庁

⑤ 身体全体の抵抗力を高める

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「栄養バランスの取れた食事」を心がけるように指導する。

(3) 学校給食（昼食）等の実施

① 学校給食（昼食）の実施については、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、以下のように感染症対策に努める。

- ・給食の配食を行う児童生徒等や教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検する。適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとる。
- ・会食では、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控える、換気を強化するなどの対応が必要である。また、喫食中は、机上にマスク等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

② 歯科保健指導や昼食後の歯みがきについては、学校歯科医等と連携して行う。洗口場や歯みがきをする場所の換気に十分注意し、（歯磨剤の使用や時間的配慮も含め）密にならない工夫を事前に検討する。

なお、公益社団法人日本学校歯科医会では、以下のように例示しているので、学校の状況や児童生徒等の発達段階に応じて対応すること。

- ・洗口場が混まないようにする
- ・歯みがき中の私語はやめる
- ・歯みがき中は口を結んだ状態で
前歯の裏をみがくときは口を手で覆ってみがく
- ・うがいは少ない水で1～2回、
吐き出すときは低い姿勢でゆっくりと
- ・歯ブラシは清潔に保管する

(参考) 日本学校歯科医会 HP
「給食後の歯みがきスタイル指導」

<https://www.nichigakushi.or.jp/news/corona2.html>



(4) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合などの対応

児童生徒等や教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者※1 又は濃厚接触者※2 となつた場合の基本的な対応については、以下のとおりとする。

※1 感染者：症状の有無にかかわらず、PCR検査等の結果が陽性となったもの

※2 濃厚接触者：保健所の調査の結果、特定されたもの

- ・児童生徒等や教職員が感染者又は濃厚接触者となつた場合、学校は学校の設置者及び保健所へ連絡する。(市町教育委員会は管轄の教育事務所にも連絡する。) また、県等の衛生主管部局から学校の設置者が情報を把握した場合、学校の設置者は当該学校へ連絡する。
- ・児童生徒等や教職員が医療機関を受診し、PCR検査を受けることになった場合、児童生徒等や教職員は学校へ連絡する。
- ・学校では、連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておく。

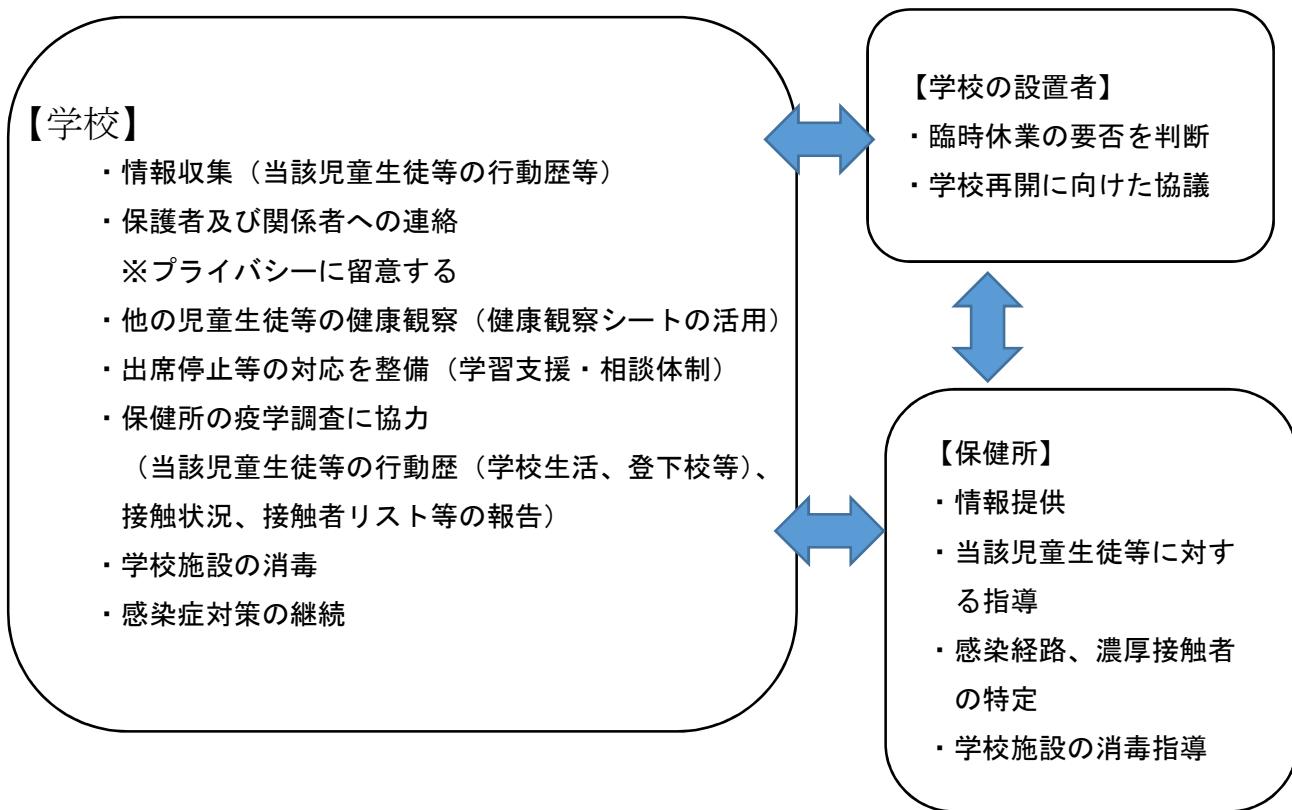
① 児童生徒等が感染者となつた場合

- ア 当該児童生徒等は治癒するまで出席停止とする。(学校保健安全法第19条)
イ 学校は、県や宇都宮市の保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には協力する。

ウ 臨時休業の要否の判断について (学校保健安全法第20条)

- ・学校の設置者は、県や宇都宮市の保健所等の見解を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討し、臨時休業の要否を判断する。
- ・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、その範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。
- ・これ以外の場合は、学校教育活動を継続する。状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限などを検討する。

なお、学校での対応については、以下の内容とあわせて資料6「感染者が発生した場合の初動対応(例)」及び資料7「学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー」を示す。



エ　学校内の消毒

- ・保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該児童生徒等が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該児童生徒等が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離残留塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒する。トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離残留塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒する。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。
- ・物の表面についてウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間程度と言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。

② 児童生徒等が濃厚接触者となった場合

ア　当該児童生徒等は出席停止とする。（学校保健安全法第19条）

出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間と示されている。

イ　学校では、当該児童生徒等の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒等の健康観察を行う。（健康観察シートの活用）

③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

①又は②と同様の対応とする。(教職員は特別休暇又は在宅勤務等)

(5) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

- ・児童生徒等に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、文部科学省の保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」等を活用し、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒等が感染のリスクを自ら判断し、これらを避ける行動をとることができるように指導する。
- ・学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要である。また、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒等への偏見や差別が生じないように指導する。
- ・栃木県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた教育長メッセージを公表したほか、文部科学省でも、子ども達が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成しているので、これらを、適宜学校での指導等に活用し、偏見や差別が生じないように指導する。

(参考) 文部科学省 HP

「新型コロナウイルス感染症の予防」

https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext_kenshoku-000006975_5.pdf



児童生徒の皆さんへ

6月から本格的に授業が再開され、皆さん、友達や先生方と一緒に過ごす事の楽しさを実感していることだと思います。各学校では、「新しい生活様式」を踏まえた活動が行われていますが、一方で現在、栃木県内では新型コロナウイルス感染者数が再び増えており、学校においても感染者が確認されています。校内では、これまでにも基本的な感染症対策をしっかり行ってきたところですが、感染が拡大しないよう、より一層こまめな手洗いの徹底等に努めてください。

また、県内においても、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見に苦しんでいる方がいらっしゃいます。このようなことは、決してあってはなりません。新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。児童生徒の皆さんには、決して差別的な言葉や行動に惑わされることなく、正しい情報に基づいた冷静な行動をとって欲しいと思います。

もし、皆さんの周りに差別や偏見に苦しんでいる人がいたら、学校の先生や大人に伝えてください。自分の心が傷ついた時には、家族や友達、学校の先生にすぐ相談しましょう。

お互いを支え合い、誰もが安心して過ごせる学校をつくりていきましょう。

令和2(2020)年7月22日
栃木県教育委員会教育長 荒川政利

保護者の皆様へ

6月から本格的に授業が再開され、児童生徒の皆さんは、友達や先生方と一緒に過ごす事の楽しさを実感していることだと思います。各学校では、「新しい生活様式」を踏まえた活動が行われていますが、一方で現在、栃木県内では新型コロナウイルス感染者数が再び増加しており、学校においても感染者が確認されています。校内では、基本的な感染症対策を徹底しているところではありますが、感染リスクをゼロにすることはできません。ご家庭におかれましても、引き続き感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、県内においても、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見に苦しんでいる方がいらっしゃいます。このようなことは、決してあってはなりません。児童生徒の皆さんには、決して差別的な言動に同調せず、正確な情報に基づいた冷静な行動をとって欲しいと思います。保護者の皆様におかれましては、このことについてぜひご家庭でお子様とともに話し合ってみてください。

もし、お子様が差別や偏見に苦しんでいらっしゃいましたら、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関に相談するようにしてください。

お互いを支え合い、誰もが安心して過ごせる学校をつくりていきましょう。

令和2(2020)年7月22日
栃木県教育委員会教育長 荒川政利

(資料8) 教育長メッセージ「新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見の防止に関する教育長メッセージの送付について」(令和2(2020)年7月22日付け総第273号)



(参考) 文部科学省HP 「新型コロナウイルス “差別・偏見をなくそう” プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

(6) 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。また、新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口を適宜周知すること。
- ・学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職は教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

(7) その他

○ 児童生徒等の定期健康診断の実施

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められており、毎学年、6月30日までに実施することとされている。ただし、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合には、令和3年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。実施時期や実施方法については、学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、日程を分けて実施するなど工夫する。

また、実施に当たっては、下記により感染症対策を行うこととし、教職員及び児童生徒等、保護者の理解を得て実施する。

- ・児童生徒等に対して各種健康診断前後の手洗い、マスクの着用・咳エチケットを徹底する。
- ・会場の換気を行い、児童生徒等を整列させる際には1～2mの間隔を開け、会場に入る人数の制限を行い密集させず、会話を慎むように指導するなど3密を避ける。
- ・検査器具の消毒等を徹底する。（特に児童生徒等の顔・口や手に触れるもの）

なお、児童生徒等の定期の健康診断について実施が延期されている場合は、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援する。

4 家庭との連携

学校の臨時休業中においても児童生徒等の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染と言われている。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠である。毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要である。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、各家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いする。また、PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要である。

なお、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、感染症対策のためのポスター・チラシをホームページで公表しており、自由にダウンロード・印刷ができるので、家庭における感染症対策の理解・協力を得るに当たり、積極的に活用すること。

(参考) 厚生労働省 HP 「『新しい生活様式』の実践例」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
□会話をする際は、可能な限りの身体的距離を取る。
□外出時にマスクを着用するときなどに距離が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、**医療者は、熱中症に十分注意する。**
□家に帰ったら必ず**手や顔を洗う。**
□人の多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒液の使用も可）。
※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と食事際には、体温管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□発症したときのために、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
□地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

□まさに**手洗い・手指消毒・咳エタケット**の徹底
□ごみに**熱気**（手洗い・手指消毒を28度以下）**口身体的距離の確保**
□**「止まれ」の認定（宿泊・宿泊・宿泊）**
□人との距離を保つこと、マスク着用、飲食等、適切な生活習慣の理解・実行
□毎朝の体温測定、健康チェック、発熱又は風邪の症状がある場合は必ず**自宅で療養**

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□公共交通機関の利用
□会話を控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□歩歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出張、デリバリーも
□屋外空間で食事をよく
□お弁当やお惣菜、料理屋等々に
□対面ではなく机並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酒、グラスやお碟の回し飲みは避け
□イベント等への参加
□接触確認アプリの活用を
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でやったりと □オフィスはひろびろと
□会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

* 産業ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係省庁が別途作成

(参考) 新型コロナウィルス感染症対策「スマートライフのために」

<https://corona.go.jp/prevention>

毎朝のチェックリスト

【児童生徒等の健康観察】

□ 1. 家庭と連携した毎朝の検温、風邪症状等を確認する。

- 「健康観察シート」に記入させ、登校時に回収し、健康状態を確認する。
- 発熱や風邪症状等がある児童生徒等は、登校せず自宅で休養するように、事前に指導する。
- 検温忘れなど、シートで確認できない児童生徒等については、対応する教職員を校内で連携して配置し、保健室や別室で検温する。(非接触型体温計の活用等)
- スクールバスを利用する場合は、乗車前に健康観察を行う。

□ 2. 発熱・風邪症状等を確認した場合は、早退させる。

- 早退するまで待機が必要な場合は、空き教室等を利用する。
- 発熱等の場合は、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に受診方法等について電話相談し、受診するように指導する。また、かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・ワクチン相談センター(コールセンター)に連絡するように指導する。

○受診・ワクチン相談センター

電話番号 0570-052-092 対応時間 24時間(土日、祝日を含む)

【マスクの着用・咳工チケット】

□ 3. マスクの所持について確認する。

- 学校教育活動においては、児童生徒等や教職員は、会話をするときや、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用し、咳工チケットを指導する。
- マスクがない、準備できない児童生徒等がいる場合は、学校に備えているマスクを配布する。

□ 4. 登校の際、一斉に集まることを避ける。

- 学年、クラス単位で通学推奨時間を設定するなど、周囲との間隔を空けて、登校できる工夫を行う。
- 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるよう配慮する。
- 公共交通機関の利用後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う等を指導する。
- 集団での登下校については、感染症対策とともに、交通安全等の対策も指導する。

健康観察シート

年組

氏名

資料2

* 感染症対策のために、毎日の健康観察が大切です。登校前に体温を測り、体調のチェックをしてください。

*発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養し、必ず学校に報告してください。

- ・発熱等の場合は、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に受診方法等について電話相談し、受診する。
 - ・かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡出来ない場合は、受診・ワクチン相談センター（コールセンター）に連絡する。

〈受診・ワクチン相談センター〉 0570-052-092 (24時間、土日・祝日含む)

日常の感染症対策チェックリスト

【手洗いの徹底】 ★感染症予防の基本である

□ 1. こまめに石けんで手を洗う指導をする。

- 登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後等に隨時指導する。
- 洗い場に、児童生徒等が集中しないよう、場所と時間の設定を配慮する。
- 手を拭くタオルやハンカチは、個人持ちとし、共用させない。
- 流水で手洗いできない場合には、アルコールを含んだ手指消毒液の使用も検討する。(アルコール過敏・手荒れに注意)

【消毒の実施】

□ 2. 多くの児童生徒等が触れる箇所を、適切に消毒する。

- 多くの児童生徒等が触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒する。
- 共用の教材、教具、情報機器などの使用後は、手を洗うように指導する。

【換気の徹底】

□ 3. 授業中などは、常時2方向の窓を開けておく。

- 加えて、休み時間毎には対角線上の窓を広くあける。(5~10分間)
- エアコン利用時においても常時換気を行う。(P3参照)
- 窓のない部屋は、常時入り口を開け、換気扇等を使用する。人の密度が高くなないように配慮する。
- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、換気に努める。
- 登下校等のスクールバスにおいても、定期的に窓を開け換気を行う。

学校給食の指導について

○準備

- ・給食当番はもとより、教職員、児童生徒等全員が食事の前に手を洗う。
※手洗い場が混雑、密集しないよう工夫する。
- ・静かに待つ。
- ・給食当番及び教職員の健康状態を把握する（学校給食衛生管理基準より）。

点検項目	日 ()				
① 下痢をしていない。		衛生的な服装			
② 発熱、腹痛、嘔吐していない。					
③ 衛生的な服装をしている（帽子、白衣、マスク）。					
④ 手はきれいに洗ってある。					



飛沫を防ぐために
マスクの着用

○衛生点検表（例）

- ・下痢、発熱、腹痛、嘔吐症状のある児童生徒等には給食当番の仕事をさせない。
給食当番等配食を行う児童生徒等及び教職員については、毎日、給食準備前に下痢、発熱、腹痛等の有無、その他健康状態及び衛生的な服装を確認することが必要です。

○配膳 配膳時の密集を防ぐ。

○会食 食べる際、飛沫を飛ばさないようにする。

- ・飛沫を飛ばさないように席を配置する。
- ・距離がとれなければ会話は控える。
- ・机上にマスク等を置き、咳工チケットを徹底する。
- ・食事後の歓談時にはマスクを着用する。

※異物混入や食物アレルギー、食中毒等のリスクマネジメントも併せて行う。

給食当番（教職員含む）衛生点検表（例）

令和 年 月

学校名 _____

年 組 _____

	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
給食当番名 (学級担任名)															
① 下痢をしていない。															
② 発熱、腹痛、嘔吐していない。															
③ 清潔な身支度をしている（帽子、白衣、マスク）。															
④ 手はきれいに洗ってある。															

	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
給食当番名										
① 下痢をしていない。										
② 発熱、腹痛、嘔吐していない。										
③ 衛生的な服装をしている（帽子、白衣、マスク）。										
④ 手はきれいに洗ってある。										

※下痢、発熱、腹痛、嘔吐症状のある児童生徒等には給食当番の仕事をさせない。

感染者が発生した場合の初動対応（例）

□ 児童生徒等又は教職員の感染情報を把握

- ・当該児童生徒等の保護者などからの第1報を受ける。
- ・連絡を受けた教職員は、速やかに校長に報告し、校長が感染情報を把握する。
※ 第1報を受けた際、別紙1を用いるなどにより、可能な範囲で情報を収集・整理する。

□ 教育委員会への報告

- ・市町立学校は、市町教育委員会に電話連絡し、状況を報告する。
市町教育委員会は教育事務所に、教育事務所は県教育委員会（学校安全課等）に電話連絡し、状況を報告する。
- ・県立学校は、県教育委員会（学校安全課等）に電話連絡し、状況を報告する。

□ 保健所との情報共有

- ・保健所へ連絡する。
(患者の検査の実施状況から、保健所から第1報を受ける場合もある。)
- ・保健所の対応教職員を決定する。
- ・保健所が行う調査に協力する。
(児童生徒等の学校での行動歴、接触者情報等)
- ・保健所の指導内容の対応を検討する。
- ・保健所の指導内容及び対応状況については、速やかに教育委員会へ報告する。

□ 保護者及び関係者への連絡

- ・保護者宛ての連絡内容を検討し（プライバシーに留意）、緊急メール等を活用し、保護者へ連絡する。
- ・学校医等関係者へ連絡する。（事前に緊急連絡先一覧（別紙2）を作成しておく。）

□ 出席停止等の準備

- ・当該児童生徒等を出席停止とする。（治癒するまで）
- ・他の児童生徒等の健康観察を行う。（健康観察シートの活用）
- ・学習支援の準備、相談体制を整えるなど出席停止等の準備を行う。

患者発生報告（聞き取り用）

月　　日　　時　　分

発信者：（続柄：）

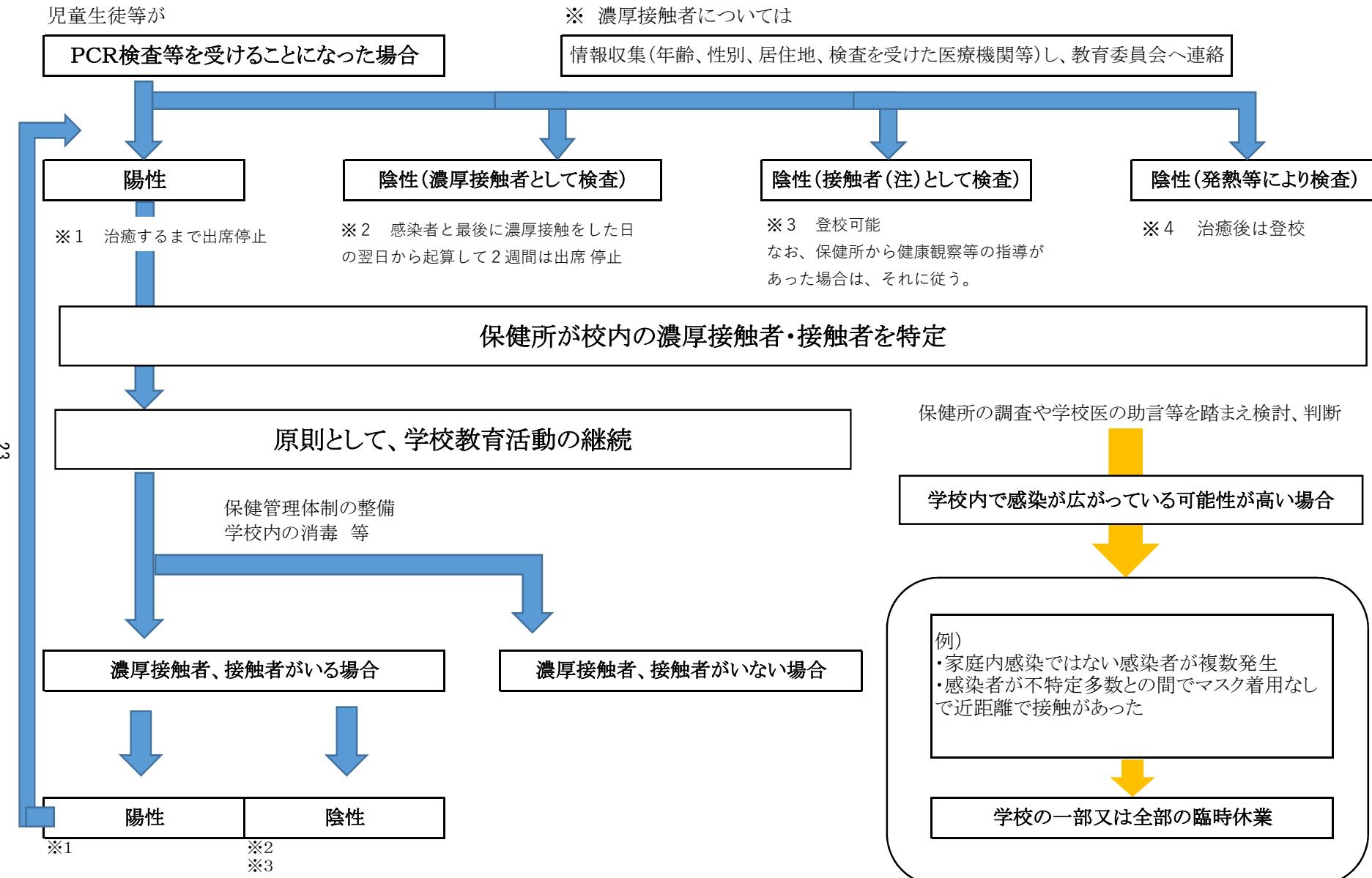
連絡先：

1 氏名（年齢） 居住地（市・町）	(歳) 市・町		
2 学年・組	科	年	組番
3 家族構成			
4 感染発覚の経緯			
5 症状の有無 (有の場合)	有	・	無 (発症日)
	・出席状況、主な活動等（過去2週間程度）		
6 行動歴	・部活動：_____部 ・学校外の活動等		
7 その他			

緊急連絡先一覧

関係機関等	担当者等	電話番号	備考
○○健康福祉センター (保健所)			
県教育委員会	学校安全課	028-623-3418	
	義務教育課	028-623-3392	
	高校教育課	028-623-3382	
	特別支援教育室	028-623-3381	
教育事務所			
市町教育委員会			
(学校医)			
(学校歯科医)			
(学校薬剤師)			
(S C)			

学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー



(注)接触者とは、濃厚接触者の定義には該当しないが、保健所に行政検査の対象に選定された者をいう。

○PCR検査等の結果や保健所の調査・指導については、教育委員会に報告する。

児童生徒の皆さんへ

6月から本格的に授業が再開され、皆さんには、友達や先生方と一緒に過ごす事の楽しさを実感していることと思います。各学校では、「新しい生活様式」を踏まえた活動が行われていますが、一方で現在、栃木県内では新型コロナウイルス感染者数が再び増えており、学校においても感染者が確認されています。校内では、これまでにも基本的な感染症対策をしっかり行ってきたところですが、感染が拡大しないよう、より一層こまめな手洗いの徹底等に努めてください。

また、県内においても、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見に苦しんでいる方々がいらっしゃいます。このようなことは、決してあってはなりません。新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。児童生徒の皆さんには、決して差別的な言葉や行動に惑わされることなく、正しい情報に基づいた冷静な行動をとって欲しいと思います。

もし、皆さんの周りに差別や偏見に苦しんでいる人がいたら、学校の先生や大人に伝えてください。自分の心が傷ついた時には、家族や友達、学校の先生にすぐ相談しましょう。

お互いを支え合い、誰もが安心して過ごせる学校をつくっていきましょう。

令和2(2020)年7月22日
栃木県教育委員会教育長 荒川政利

保護者の皆様へ

6月から本格的に授業が再開され、児童生徒の皆さんは、友達や先生方と一緒に過ごす事の楽しさを実感していることと思います。各学校では、「新しい生活様式」を踏まえた活動が行われておりますが、一方で現在、栃木県内では新型コロナウイルス感染者数が再び増加しており、学校においても感染者が確認されています。校内では、基本的な感染症対策を徹底しているところではありますが、感染リスクをゼロにすることはできません。ご家庭におかれましても、引き続き感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、県内においても、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見に苦しんでいる方々がいらっしゃいます。このようなことは、決してあってはなりません。児童生徒の皆さんには、決して差別的な言動に同調せず、正確な情報に基づいた冷静な行動をとって欲しいと思います。保護者の皆様におかれましては、このことについてぜひご家庭でお子様とともに話し合ってみてください。

もし、お子様が差別や偏見に苦しんでいらっしゃいましたら、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関に相談するようにしてください。

お互いを支え合い、誰もが安心して過ごせる学校をつくりていきましょう。

令和2(2020)年7月22日
栃木県教育委員会教育長 荒川政利